

議案第 36 号

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 5 号 山都町国民健康保険税条例の一部改正について

平成 30 年 6 月 7 日提出

山都町長 梅 田 穰

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
山都町国民健康保険税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

山都町長 梅田 穰

山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

山都町長

山都町条例第10号

山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

山都町国民健康保険税条例（平成17年山都町条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同

じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、「及び資産割額」を削り、同項ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、「及び資産割額」を削り、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」、「及び資産割額」及び「及び世帯別平等割額」を削る。

第3条第1項中「7.79」を「8.94」に改める。

第4条を削る。

第5条中「26,450円」を「26,300円」に改め、同条を第4条とする。

第5条の2第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「25,160円」を「22,600円」に改め、同条第2号中「12,580円」を「11,300円」に改め、同条第3号中「18,870円」を「16,950円」に改め、同条を第4条の2とする。

第6条中「2.15」を「3.12」に改め、同条を第5条とする。

第7条を削る。

第7条の2中「8,000円」を「9,600円」に改め、同条を第6条とする。

第7条の3第1号中「6,500円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「3,250円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「4,875円」を「6,000円」に改め、同条を第6条の2とする。

第8条中「2.19」を「2.13」に改め、同条を第7条とする。

第9条を削る。

第9条の2中「11,750円」を「13,600円」に改め、同条を第8

条とする。

第9条の3を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条第1項中「同月25日」を「同月31日」に改め、「同月28日」を「同月末日」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、第14条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第1号ア中「18,515円」を「18,410円」に改め、同号イ(ア)中「17,612円」を「15,820円」に改め、同号イ(イ)中「8,806円」を「7,910円」に改め、同号イ(ウ)中「13,209円」を「11,865円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「6,720円」に改め、同号エ(ア)中「4,550円」を「5,600円」に改め、同号エ(イ)中「2,275円」を「2,800円」に改め、同号エ(ウ)中「3,413円」を「4,200円」に改め、同号オ中「8,225円」を「9,520円」に改め、同号カを削り、同条第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同号ア中「13,225円」を「13,150円」に改め、同号イ(ア)中「12,580円」を「11,300円」に改め、同号イ(イ)中「6,290円」を「5,650円」に改め、同号イ(ウ)中「9,435円」を「8,475円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,800円」に改め、同号エ(ア)中「3,250円」を「4,000円」に改め、同号エ(イ)中「1,625円」を「2,000円」に改め、同号エ(ウ)中「2,438円」を「3,000円」に改め、同号オ中「5,875円」を「6,800円」に改め、同号カを削り、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同号ア中「5,290円」を「5,260円」に改め、同号イ(ア)中「5,032円」を「4,520円」に改め、同号イ(イ)中「2,516円」を「2,260円」に改め、同号イ(ウ)中「3,774円」を「3,390円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「1,920円」に改め、同号エ(ア)中「1,300円」を「1,600円」に改め、同号エ(イ)中「650円」を「800円」に改め、同号エ(ウ)中「975円」を「1,200円」に改め、同号オ中「2,350円」を「2,

720円」に改め、同号カを削り、同条を第22条とする。

第23条の2を第22条の2とする。

第24条を第23条とする。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加え、同条を第23条の2とする。

第25条を第24条とする。

第26条を第25条とする。

第27条を第26条とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の山都町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

山都町国民健康保険税条例(平成17年山都町条例第52号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同</p>

2 前項____の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は54万円とする。

3 第1項____の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項____の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第

じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合には、基礎課税額は58万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者____である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額____並びに被保険者均等割額____の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第

1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.79を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分固定資産税のうち土地及び家屋に係る部分の額に100分の38.18を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について26,450円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他

1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.94を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について26,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第4条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法_____第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他

の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 25,160円

(2) 特定世帯 12,580円

(3) 特定継続世帯 18,870円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.15を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の12.89を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,500円

(2) 特定世帯 3,250円

(3) 特定継続世帯 4,875円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 22,600円

(2) 特定世帯 11,300円

(3) 特定継続世帯 16,950円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.12を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第6条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の12.89を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第6条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,000円

(2) 特定世帯 4,000円

(3) 特定継続世帯 6,000円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.19を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税の被保険者に係る当該年度分の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の13.19を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,750円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,150円とする。

(賦課期日)

第10条 (略)

(徴収の方法)

第11条 (略)

(納期)

第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 6月1日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 8月1日から同月31日まで
- 第4期 9月1日から同月30日まで
- 第5期 10月1日から同月31日まで

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.13を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について13,600円とする。

(賦課期日)

第9条 (略)

(徴収の方法)

第10条 (略)

(納期)

第11条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 6月1日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 8月1日から同月31日まで
- 第4期 9月1日から同月30日まで
- 第5期 10月1日から同月31日まで

- 第6期 11月1日から同月30日まで
- 第7期 12月1日から同月25日まで
- 第8期 1月1日から同月31日まで
- 第9期 2月1日から同月28日まで
- 第10期 3月1日から同月31日まで

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 (略)

(特別徴収)

第14条 (略)

(特別徴収義務者の指定等)

第15条 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第16条 (略)

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第17条 (略)

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第18条 (略)

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第19条 (略)

(普通徴収税額への繰入)

第20条 (略)

(徴収の特例)

第21条 (略)

- 第6期 11月1日から同月30日まで
- 第7期 12月1日から同月31日まで
- 第8期 1月1日から同月31日まで
- 第9期 2月1日から同月末日まで
- 第10期 3月1日から同月31日まで

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第12条 (略)

(特別徴収)

第13条 (略)

(特別徴収義務者の指定等)

第14条 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第15条 (略)

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第16条 (略)

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第17条 (略)

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第18条 (略)

(普通徴収税額への繰入)

第19条 (略)

(徴収の特例)

第20条 (略)

(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)

第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 18,515円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,612円
- (イ) 特定世帯 8,806円
- (ウ) 特定継続世帯 13,209円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,600円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世

(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)

第21条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 18,410円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,820円
- (イ) 特定世帯 7,910円
- (ウ) 特定継続世帯 11,865円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,720円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世

帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,550円

(イ) 特定世帯 2,275円

(ウ) 特定継続世帯 3,413円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,225円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 5,005円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,225円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,580円

(イ) 特定世帯 6,290円

(ウ) 特定継続世帯 9,435円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,000円

帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,600円

(イ) 特定世帯 2,800円

(ウ) 特定継続世帯 4,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 9,520円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,150円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,300円

(イ) 特定世帯 5,650円

(ウ) 特定継続世帯 8,475円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,250円

(イ) 特定世帯 1,625円

(ウ) 特定継続世帯 2,438円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,875円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,575円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,290円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,032円

(イ) 特定世帯 2,516円

(ウ) 特定継続世帯 3,774円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000円

(イ) 特定世帯 2,000円

(ウ) 特定継続世帯 3,000円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,800円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,260円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,520円

(イ) 特定世帯 2,260円

(ウ) 特定継続世帯 3,390円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 1,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,300円

(イ) 特定世帯 650円

(ウ) 特定継続世帯 975円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,350円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,430円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 (略)

(国民健康保険税に関する申告)

第24条 (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 (略)

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類 _____ を提示しなければならない。

(国民健康保険税の減免)

1人について 1,920円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,600円

(イ) 特定世帯 800円

(ウ) 特定継続世帯 1,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,720円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第22条の2 (略)

(国民健康保険税に関する申告)

第23条 (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第23条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり _____、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類 の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(国民健康保険税の減免)

第25条 (略)

(国民健康保険税の納税通知書)

第26条 (略)

(その他)

第27条 (略)

第24条 (略)

(国民健康保険税の納税通知書)

第25条 (略)

(その他)

第26条 (略)

平成30年度国民健康保険制度の改正について

資料

●新しい財政運営のしくみ

- ・平成30年4月から国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営を行うため、都道府県と市町村と一緒に国保を運営します。
- ・県は、毎年、市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金を決定し、その納付金を賄うための標準保険税率を提示するとともに、保険給付に必要な費用を全額市町村に支払います。
- ・市町村は、県が示した標準保険税率を参考に、保険税率を定め、保険税を賦課・徴収し、保険税等を財源に国保事業費納付金を県に納めます。

●県が示した標準的な算定方式

- ・医療分及び後期高齢者支援分が3方式(所得割、均等割、平等割)、介護分が2方式(所得割、均等割)

●H30国保事業費納付金(保険税収納必要額)

区分	金額(円)
医療分	305,878,610
後期高齢者支援分	109,170,933
介護分	38,967,880
合計	454,017,423



●県が示した山都町の標準保険税率 (h28、29平均所得より算定)

区分	所得割 (前年分所得)	均等割 (1人当たり)	平等割 (1世帯当たり)	賦課割合		
				賦課割合	応能割合	応益割合
医療分	7.64%	24,027円	17,906円	67.4%	59.12%	40.88%
後期高齢者支援分	2.62%	8,616円	6,421円	24.0%	57.87%	42.13%
介護分(40歳～64歳)	1.92%	12,422円	—	8.6%	58.35%	41.65%



●山都町の算定方式及び平成30年度の保険税率の改正

- ・県が財政運営の責任主体となることから、平成30年度以降の国民健康保険税率は、県から示される標準保険税率を参考に決定する必要があります。
- ・山都町では、これまで国民健康保険税を算定する際の算定方式を4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)としておりましたが、平成30年度から県が示した標準的な算定方式に改正するとともに、今後、毎年県から示される標準保険税率の変動に備えるため、平成30年度の保険税率を次のとおり改正し、年度間の平準化を図ることとします。

【算定方式】

- ・医療分及び後期高齢者支援分が3方式(所得割、均等割、平等割)、介護分が2方式(所得割、均等割)

【保険税率】

区分	平成29年度				
	所得割 (前年分所得)	資産割 (資産税)	均等割 (1人当たり)	平等割 (1世帯当たり)	限度額
医療分	7.79%	38.18%	26,450円	25,160円	540,000円
後期高齢者支援分	2.15%	12.89%	8,000円	6,500円	190,000円
介護分(40歳～64歳)	2.19%	13.19%	11,750円	7,150円	160,000円



平成30年度				
所得割 (前年分所得)	均等割 (1人当たり)	平等割 (1世帯当たり)	限度額	
8.94%	26,300円	22,600円	580,000円	
3.12%	9,600円	8,000円	190,000円	
2.13%	13,600円	—	160,000円	

※医療分に係る課税限度額を54万円から58万円に改正 (一世帯あたりの国民健康保険税の最高限度額は89万円から93万円に改正)

●国民健康保険税の減額措置

- ・所得が一定額以下の場合、均等割、平等割について軽減(7割、5割、2割)を受けることができます。
- ・世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主を含む)と同一世帯内の国民健康保険被保険者の前年所得の合計額により判定します。
(※ただし、世帯員全員が所得の申告をされていることが必要です。)

・軽減が適用される内容

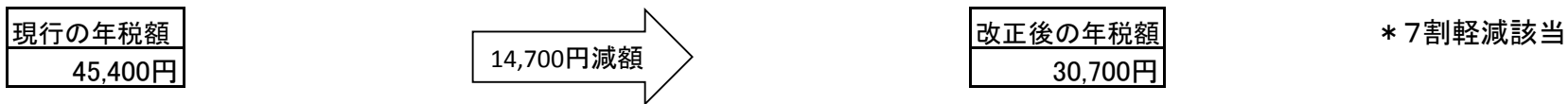
軽減割合	前年の世帯の総所得金額の合計額
7割	33万円以下の場合
5割	33万円+(27.5万円×被保険者数以下)の場合
2割	33万円+(50万円×被保険者数以下)の場合

※軽減判定所得の算定方法について、5割軽減は被保険者数に乘じる額を27万5千円(現行:27万円)に、2割軽減は50万円(現行:49万円)に改正

●保険税率等改正後の比較 (モデルケースごとの比較)

【モデル1 高齢者世帯】

世帯主70歳(年金収入 120万円⇒年金所得 0円 固定資産税 3万円課税)、妻69歳(年金収入 70万円⇒年金所得 0円) の場合



【モデル2 子育て世帯】

世帯主45歳(所得 200万円 固定資産税 5万円課税)、妻42歳(所得なし)、子15歳、子12歳 の場合



【モデル3 子育て世帯】

世帯主45歳(所得 500万円 固定資産税 10万円課税)、妻42歳(所得なし)、子15歳、子12歳 の場合

